

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
13 鳥取県森林整備地域活動支援基金	国から交付される交付金を原資として森林所有者等に対し森林の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して	(1) 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当。 (2) 当該基金の原資として国から交付された交付金を国に返還するため	13 鳥取県森林整備地域活動支援基金	森林所有者等に対し森林の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、もって森林の有する多面的	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当とき。

	な機能を確保すること。		基金に積立て	に必要な経費の財源に充てるとき。
略				
30 鳥		一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てら るとき。
取県 授業 料減 免・ 奨学 金等 基金				
	次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。 (1) 経済的理由によ			

			基金に積立て	
略				
30 鳥	経済的 理由によ り修学が 困難な高 等学校の 生徒の学 資を負担 する者に 対し授業 料等の減 免を行う とともに、 高等学 校等に 在学する 生徒に対 し奨学金 の貸与を 行うこと により、 これらの 者の経済 的負担の 軽減を図 ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てら るとき。
取県 授業 料減 免・ 奨学 金基 金				

<p>り就学 が困難 な高等 学校の 生徒の 授業料 等の減 免及び 高等学 校等の 生徒に 対する 奨学金 の貸与</p>								
略				略				

(2) 東

日本大
震災等
により
被災し
た 幼
児、児
童又は
生徒の
授業料
等の減
免その
他の就
学等に
関する
援助の
実施

附 則

この条例は、公布の日から施行する。